

# 保育所（園）・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園

保育施設等の利用を希望する際には、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

支給認定区分	給付の内容	対象者	利用できる施設・事業
1号認定	教育標準時間	満3歳以上で教育を希望する子ども ※保育の利用はできません	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳以上で保育が必要な事由に該当し、 保育を利用できる子ども	保育所（園） 認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育短時間 保育標準時間	満3歳未満で保育が必要な事由に該当し、 保育を利用できる子ども	保育所（園）、地域型保育事業 認定こども園（保育所部分）

## 【保育料について】

保育料は父母または扶養義務者の市民税の課税状況などにより決定します。



保育料について

## 【名張市3人目プロジェクトについて】

市では多子世帯の経済的負担を軽減するため、3人目以降の子どもの保育料又は副食費（おかず代）の無償化を実施しています。保護者が扶養している高校卒業まで（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）の子どものうち、3人目以降の子どもが保育を利用する場合に、保育料又は副食費（おかず代）が無料になります。対象の方は申請が必要です。

## 【幼児教育・保育の無償化について】

生涯にわたる人格形成の基礎となる幼児教育の重要性や、子育て・教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点から、3歳児から5歳児の子ども及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に、幼児教育・保育の無償化を実施しています。（私立幼稚園の児童は一部負担が生じる場合があります）



幼児教育・保育の無償化

## 保育所（園）・地域型保育事業の利用について

- ・4月から利用希望の方・・・毎年10月頃に受付を行います。受付期限内に第1希望の施設に必要書類を提出してください。利用の決定は市が行います。
- ・年度途中に利用希望の方・・・市役所保育幼稚園室で待機登録の受付ができます。代理の方の申請も可能です。

✿育児休業を取得している方は、育児休業明けの予約ができます。



保育事業の利用申し込み

## 認定こども園の利用について

1号認定の児童については、施設に直接申し込みます。2号認定・3号認定の児童は、保育所（園）・地域型保育事業の申し込みと同じ手続きとなります。

認定こども園の1号認定の募集については、各施設にお問い合わせください。

## 幼稚園の利用について

希望する幼稚園に直接入園申し込みをします。入園決定は各幼稚園が行います。



保育施設・事業一覧